

国内株式及び不動産投資信託の議決権行使基準の改定について

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 菅野暁）は国内株式及び不動産投資信託の議決権行使基準を改定し、2021年4月総会より適用いたします。

主な改定点は以下のとおりです。

【国内株式】

1. 議決権行使の考え方（エンゲージメントとの関係）

企業がその持続的成長に向けて取組むべき課題は、ガバナンスのみならず、気候変動など環境から社会まで多岐にわたると考えます。今後、投資先企業との対話（エンゲージメント）の実効性をより高めることを目的に、それらの課題に対する当社の考え方（あるべき姿）を議決権行使ガイドラインに記載し、企業にメッセージを発信することとしました。

投資先企業との対話を通じて改善を促し、必要な場合にはエンゲージメントの内容を議決権行使判断に反映させます。

2. 取締役会の構成（社外取締役の構成）

これまで、取締役会における社外取締役の人数・構成比率については、「2人以上」「20%以上」としておりましたが、これを「2人以上」「25%以上」に引き上げることとします。（2019年12月25日付 [「国内株式の議決権行使基準の改定案について」](#) をご参照ください）

【不動産投資信託】

1. 議決権行使の考え方（エンゲージメントとの関係）

【国内株式】に準ずる。

2. 「合併に関する事項」「投資主提案に関する事項」の新設

改定後の議決権行使基準の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

[国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20210401.pdf](#)

[（ご参考）国内株式議決権の改定前からの変更点.pdf](#)

[不動産投資信託の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準_20210401.pdf](#)

[（ご参考）不動産投資信託議決権の改定前からの変更点.pdf](#)

【アセットマネジメントOneについて】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社（以下、総称して「統合4社」）が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約54兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

H P : <http://www.am-one.co.jp/> ※運用資産残高は2020年9月末時点。

商 号 等 / アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号

加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会